

水質検査結果書

発行番号 D2300603

発行日 2024年 2月 27日

長与町長 吉田 慎一

様



〒851-2211 長崎市京田町1番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里



採取場所及び試料名	第1浄水場 第3配水池水系 岡北		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.29 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取り
採取年月日	2024年 2月 13日	受付年月日	2024年2月13日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

検査項目	単位	水質結果	水質基準	検査方法	検査項目	単位	水質結果	水質基準	検査方法
一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表1	総トリハロメタン	mg/L	0.03	0.1 以下	別表15
大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表2	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003	0.03 以下	別表17
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0002未満	0.003 以下	別表6	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.011	0.03 以下	別表15
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005 以下	別表7	プロモホルム	mg/L	0.002未満	0.09 以下	別表15
セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	ホルムアルデヒド	mg/L	0.005未満	0.08 以下	別表19の2
鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	別表6
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02	0.2 以下	別表6
六価クロム化合物	mg/L	0.001未満	0.02 以下	別表6	鉄及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.3 以下	別表6
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	別表13	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	別表6
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表12	ナトリウム及びその化合物	mg/L	15	200 以下	別表6
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.1	10 以下	別表13	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.05 以下	別表6
フッ素及びその化合物	mg/L	0.07	0.8 以下	別表13	塩化物イオン	mg/L	19	200 以下	別表13
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.01	1.0 以下	別表6	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	92	300以下	別表22
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002 以下	別表15	蒸発残留物	mg/L	150	500 以下	別表23
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表15	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表24
ジシクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04 以下	別表15	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表27
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表15	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表27
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02 以下	別表28
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005 以下	別表29
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	1.0	3 以下	別表30
塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6 以下	別表13	pH値	—	7.5(17.7℃)	5.8以上 8.6以下	別表32
クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表17	味	—	異常なし	異常でないこと	別表33
クロロホルム	mg/L	0.014	0.06 以下	別表15	臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表34
ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表17	色度	度	0.5未満	5 以下	別表37
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.007	0.1 以下	別表15	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表42
臭素酸	mg/L	0.003	0.01 以下	別表18の2			以下余白		

判定

上記検査結果は、「水質基準に関する省令」(H.15厚労令101号)の水質基準に適合

備考 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。

水質検査結果書

発行番号 D2300604

発行日 2024年 2月 27日

長与町長 吉田 慎一

様



〒851-2211 長崎県長崎市本町3番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里



採取場所及び試料名	第1浄水場 第3配水池水系 斎藤		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.51 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取り
採取年月日	2024年 2月 13日	受付年月日	2024年2月13日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

検査項目	単位	水質結果	水質基準	検査方法	検査項目	単位	水質結果	水質基準	検査方法
一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表1	総トリハロメタン	mg/L	0.03	0.1 以下	別表15
大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表2	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表17
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0002未満	0.003 以下	別表6	プロモジクロロメタン	mg/L	0.009	0.03 以下	別表15
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005 以下	別表7	プロモホルム	mg/L	0.003	0.09 以下	別表15
セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	ホルムアルデヒド	mg/L	0.005未満	0.08 以下	別表19の2
鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	別表6
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.2 以下	別表6
六価クロム化合物	mg/L	0.001未満	0.02 以下	別表6	鉄及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.3 以下	別表6
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	別表13	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	別表6
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表12	ナトリウム及びその化合物	mg/L	16	200 以下	別表6
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.8	10 以下	別表13	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.05 以下	別表6
フッ素及びその化合物	mg/L	0.08	0.8 以下	別表13	塩化物イオン	mg/L	19	200 以下	別表13
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.01	1.0 以下	別表6	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	100	300以下	別表22
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002 以下	別表15	蒸発残留物	mg/L	180	500 以下	別表23
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表15	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表24
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表15	ジオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表27
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表27
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02 以下	別表28
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005 以下	別表29
塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6 以下	別表13	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.8	3 以下	別表30
クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表17	pH値	—	7.5(17.6°C)	5.8以上 8.6以下	別表32
クロロホルム	mg/L	0.010	0.06 以下	別表15	味	—	異常なし	異常でないこと	別表33
ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表17	臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表34
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.006	0.1 以下	別表15	色度	度	0.5未満	5 以下	別表37
臭素酸	mg/L	0.003	0.01 以下	別表18の2	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表42
判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」(H.15厚労令101号)の水質基準に適合								

備考 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。

水質検査結果書

発行番号 D2300605

発行日 2024年 2月 27日

長与町長 吉田 慎一

様



〒851-2211 長崎県長与町大字3番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲用水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下 弥里



採取場所及び試料名	第1浄水場 北陽台配水池水系 和楽団地		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.45 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取り
採取年月日	2024年 2月 13日	受付年月日	2024年2月13日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

検査項目	単位	水質結果	水質基準	検査方法	検査項目	単位	水質結果	水質基準	検査方法
一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表1	総トリハロメタン	mg/L	0.03	0.1 以下	別表15
大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表2	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表17
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0002未満	0.003 以下	別表6	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.009	0.03 以下	別表15
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005 以下	別表7	プロモホルム	mg/L	0.003	0.09 以下	別表15
セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	ホルムアルデヒド	mg/L	0.005未満	0.08 以下	別表19の2
鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	別表6
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.2 以下	別表6
六価クロム化合物	mg/L	0.001未満	0.02 以下	別表6	鉄及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.3 以下	別表6
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	別表13	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	別表6
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表12	ナトリウム及びその化合物	mg/L	16	200 以下	別表6
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.9	10 以下	別表13	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.05 以下	別表6
フッ素及びその化合物	mg/L	0.08	0.8 以下	別表13	塩化物イオン	mg/L	19	200 以下	別表13
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.01	1.0 以下	別表6	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	100	300以下	別表22
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002 以下	別表15	蒸発残留物	mg/L	160	500 以下	別表23
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表15	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表24
ジシロキシメチレン及びシロキシメチレン	mg/L	0.004未満	0.04 以下	別表15	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表27
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表15	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表27
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02 以下	別表28
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005 以下	別表29
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.8	3 以下	別表30
塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6 以下	別表13	pH値	—	7.5(17.4℃)	5.8以上 8.6以下	別表32
クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表17	味	—	異常なし	異常でないこと	別表33
クロロホルム	mg/L	0.011	0.06 以下	別表15	臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表34
ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表17	色度	度	0.5未満	5 以下	別表37
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.006	0.1 以下	別表15	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表42
臭素酸	mg/L	0.003	0.01 以下	別表18の2			以下余白		

判定

上記検査結果は、「水質基準に関する省令」(H.15厚労令101号)の水質基準に適合

備考 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。

水質検査結果書

発行番号 D2300606

発行日 2024年 2月 27日

長与町長 吉田 慎一

様



〒851-2211 長崎県長崎市本町3番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里



採取場所及び試料名	第2浄水場 平木場配水池系 山田橋		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.37 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取り
採取年月日	2024年 2月 13日	受付年月日	2024年2月13日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

検査項目	単位	水質結果	水質基準	検査方法	検査項目	単位	水質結果	水質基準	検査方法
一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表1	総トリハロメタン	mg/L	0.03	0.1 以下	別表15
大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表2	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表17
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0002未満	0.003 以下	別表6	プロモジクロロメタン	mg/L	0.008	0.03 以下	別表15
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005 以下	別表7	プロモホルム	mg/L	0.004	0.09 以下	別表15
セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	ホルムアルデヒド	mg/L	0.005未満	0.08 以下	別表19の2
鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	別表6
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.2 以下	別表6
六価クロム化合物	mg/L	0.001未満	0.02 以下	別表6	鉄及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.3 以下	別表6
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	別表13	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	別表6
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表12	ナトリウム及びその化合物	mg/L	20	200 以下	別表6
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	10 以下	別表13	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.05 以下	別表6
フッ素及びその化合物	mg/L	0.07	0.8 以下	別表13	塩化物イオン	mg/L	16	200 以下	別表13
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.01	1.0 以下	別表6	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	91	300以下	別表22
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002 以下	別表15	蒸発残留物	mg/L	160	500 以下	別表23
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表15	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表24
ジクロロメタン	mg/L	0.004未満	0.04 以下	別表15	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表27
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	2-メチルインボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表27
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02 以下	別表28
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005 以下	別表29
塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6 以下	別表13	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.4	3 以下	別表30
クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表17	pH値	—	7.7(17.8℃)	5.8以上 8.6以下	別表32
クロロホルム	mg/L	0.008	0.06 以下	別表15	味	—	異常なし	異常でないこと	別表33
ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表17	臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表34
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.007	0.1 以下	別表15	色度	度	0.5未満	5 以下	別表37
臭素酸	mg/L	0.003	0.01 以下	別表18の2	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表42
判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」(H.15厚労令101号)の水質基準に適合								

備考 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。

水質検査結果書

発行番号 D2300607

発行日 2024年 2月 27日

長与町長 吉田 慎一

様



〒851-2211 長崎県長崎市本町5番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里



採取場所及び試料名	第2浄水場 第5配水池水系 南陽台		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.52 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取り
採取年月日	2024年 2月 13日	受付年月日	2024年2月13日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

検査項目	単位	水質結果	水質基準	検査方法	検査項目	単位	水質結果	水質基準	検査方法
一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表1	総トリハロメタン	mg/L	0.03	0.1 以下	別表15
大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表2	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表17
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0002未満	0.003 以下	別表6	プロモジクロロメタン	mg/L	0.008	0.03 以下	別表15
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005 以下	別表7	プロモホルム	mg/L	0.005	0.09 以下	別表15
セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	ホルムアルデヒド	mg/L	0.005未満	0.08 以下	別表19の2
鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	別表6
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.2 以下	別表6
六価クロム化合物	mg/L	0.001未満	0.02 以下	別表6	鉄及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.3 以下	別表6
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	別表13	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	別表6
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表12	ナトリウム及びその化合物	mg/L	23	200 以下	別表6
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.7	10 以下	別表13	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.05 以下	別表6
フッ素及びその化合物	mg/L	0.07	0.8 以下	別表13	塩化物イオン	mg/L	16	200 以下	別表13
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.01	1.0 以下	別表6	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	90	300以下	別表22
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002 以下	別表15	蒸発残留物	mg/L	170	500 以下	別表23
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表15	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表24
ジクロロメタン	mg/L	0.004未満	0.04 以下	別表15	ジオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表27
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表27
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02 以下	別表28
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005 以下	別表29
塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6 以下	別表13	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.5	3 以下	別表30
クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表17	pH値	—	7.7(18.0℃)	5.8以上 8.6以下	別表32
クロロホルム	mg/L	0.009	0.06 以下	別表15	味	—	異常なし	異常でないこと	別表33
ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表17	臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表34
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.007	0.1 以下	別表15	色度	度	0.5未満	5 以下	別表37
臭素酸	mg/L	0.003	0.01 以下	別表18の2	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表42
判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」(H.15厚労令101号)の水質基準に適合								

備考 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。

水質検査結果書

発行番号 D2300608

発行日 2024年 2月 27日

長与町長 吉田 慎一

様



〒851-2211 長崎市京町1-3番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里



採取場所及び試料名	東高田・笠山浄水場 東高田第1号配水池水系 丸尾		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.42 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取り
採取年月日	2024年 2月 13日	受付年月日	2024年2月13日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

検査項目	単位	水質結果	水質基準	検査方法	検査項目	単位	水質結果	水質基準	検査方法
一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表1	総トリハロメタン	mg/L	0.01	0.1 以下	別表15
大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表2	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表17
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0002未満	0.003 以下	別表6	プロモジクロロメタン	mg/L	0.003	0.03 以下	別表15
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005 以下	別表7	プロモホルム	mg/L	0.004	0.09 以下	別表15
セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	ホルムアルデヒド	mg/L	0.005未満	0.08 以下	別表19の2
鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	別表6
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.01 以下	別表6	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.01	0.2 以下	別表6
六価クロム化合物	mg/L	0.001未満	0.02 以下	別表6	鉄及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.3 以下	別表6
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	別表13	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	別表6
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表12	ナトリウム及びその化合物	mg/L	18	200 以下	別表6
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	10 以下	別表13	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.05 以下	別表6
フッ素及びその化合物	mg/L	0.07	0.8 以下	別表13	塩化物イオン	mg/L	13	200 以下	別表13
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.01	1.0 以下	別表6	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	120	300以下	別表22
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002 以下	別表15	蒸発残留物	mg/L	190	500 以下	別表23
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表15	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表24
ジクロロメタン	mg/L	0.004未満	0.04 以下	別表15	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表27
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表27
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02 以下	別表28
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005 以下	別表29
塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6 以下	別表13	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	別表30
クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表17	pH値	—	7.9(18.4℃)	5.8以上 8.6以下	別表32
クロロホルム	mg/L	0.003	0.06 以下	別表15	味	—	異常なし	異常でないこと	別表33
ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表17	臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表34
ジプロモクロロメタン	mg/L	0.004	0.1 以下	別表15	色度	度	0.5未満	5 以下	別表37
臭素酸	mg/L	0.002	0.01 以下	別表18の2	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表42
判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」(H.15厚労令101号)の水質基準に適合								

備考 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。

水質検査結果書

発行番号 D2300609

発行日 2024年 2月 27日

長与町長 吉田 慎一

様



〒851-2211 長崎県長崎市番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2151 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里



採取場所及び試料名	佐敷川内 佐敷川内水系 佐敷川内		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.47 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取り
採取年月日	2024年 2月 13日	受付年月日	2024年2月13日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

検査項目	単位	水質結果	水質基準	検査方法	検査項目	単位	水質結果	水質基準	検査方法
一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表1	総トリハロメタン	mg/L	0.01未満	0.1 以下	別表15
大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表2	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表17
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0002未満	0.003 以下	別表6	プロモジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.03 以下	別表15
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005 以下	別表7	プロモホルム	mg/L	0.002未満	0.09 以下	別表15
セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	ホルムアルデヒド	mg/L	0.005未満	0.08 以下	別表19の2
鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	別表6
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.2 以下	別表6
六価クロム化合物	mg/L	0.001未満	0.02 以下	別表6	鉄及びその化合物	mg/L	0.04	0.3 以下	別表6
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	別表13	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	別表6
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表12	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12	200 以下	別表6
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.5	10 以下	別表13	マンガン及びその化合物	mg/L	0.003	0.05 以下	別表6
フッ素及びその化合物	mg/L	0.05未満	0.8 以下	別表13	塩化物イオン	mg/L	13	200 以下	別表13
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	別表6	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	60	300以下	別表22
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002 以下	別表15	蒸発残留物	mg/L	160	500 以下	別表23
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表15	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表24
ジシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04 以下	別表15	ジオオキシシン	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表27
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表15	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表27
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02 以下	別表28
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005 以下	別表29
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	別表30
塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6 以下	別表13	pH値	—	6.8(19.3℃)	5.8以上 8.6以下	別表32
クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表17	味	—	異常なし	異常でないこと	別表33
クロロホルム	mg/L	0.002未満	0.06 以下	別表15	臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表34
ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表17	色度	度	0.5未満	5 以下	別表37
ジプロモクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.1 以下	別表15	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表42
臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表18の2			以下余白		

判定 上記検査結果は、「水質基準に関する省令」(H.15厚労令101号)の水質基準に適合

備考 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。

水質検査結果書

発行番号 D2300610

発行日 2024年 2月 27日

長与町長 吉田 慎一

様



〒851-2211 長崎県長与町字3番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2156 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里



採取場所及び試料名	本川内 本川内配水池水系 本川内		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.43 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取り
採取年月日	2024年 2月 13日	受付年月日	2024年2月13日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

検査項目	単位	水質結果	水質基準	検査方法	検査項目	単位	水質結果	水質基準	検査方法
一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表1	総トリハロメタン	mg/L	0.01未満	0.1 以下	別表15
大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表2	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表17
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0002未満	0.003 以下	別表6	プロモジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.03 以下	別表15
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005 以下	別表7	プロモホルム	mg/L	0.002	0.09 以下	別表15
セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	ホルムアルデヒド	mg/L	0.005未満	0.08 以下	別表19の2
鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	1.0 以下	別表6
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.2 以下	別表6
六価クロム化合物	mg/L	0.001未満	0.02 以下	別表6	鉄及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.3 以下	別表6
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	別表13	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	別表6
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表12	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9	200 以下	別表6
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.0	10 以下	別表13	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.05 以下	別表6
フッ素及びその化合物	mg/L	0.05未満	0.8 以下	別表13	塩化物イオン	mg/L	8	200 以下	別表13
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	別表6	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	61	300以下	別表22
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002 以下	別表15	蒸発残留物	mg/L	130	500 以下	別表23
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表15	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表24
ジシロキシメチレン及びシロキサン	mg/L	0.004未満	0.04 以下	別表15	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表27
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表15	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表27
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02 以下	別表28
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005 以下	別表29
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	別表30
塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6 以下	別表13	pH値	—	7.8(19.1℃)	5.8以上 8.6以下	別表32
クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表17	味	—	異常なし	異常でないこと	別表33
クロロホルム	mg/L	0.002未満	0.06 以下	別表15	臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表34
ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表17	色度	度	0.5未満	5 以下	別表37
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.1 以下	別表15	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表42
臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表18の2			以下余白		

判定

上記検査結果は、「水質基準に関する省令」(H.15厚労令101号)の水質基準に適合

備考 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。

水質検査結果書

発行番号 D2300611

発行日 2024年 2月 27日

長与町長 吉田 慎一

様



〒851-2211 長崎市長与町1番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里



採取場所及び試料名	道ノ尾 道ノ尾配水池 道ノ尾		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.42 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取り
採取年月日	2024年 2月 13日	受付年月日	2024年2月13日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

検査項目	単位	水質結果	水質基準	検査方法	検査項目	単位	水質結果	水質基準	検査方法
一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表1	総トリハロメタン	mg/L	0.01未満	0.1 以下	別表15
大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表2	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表17
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0002未満	0.003 以下	別表6	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.03 以下	別表15
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005 以下	別表7	ブロモホルム	mg/L	0.003	0.09 以下	別表15
セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	ホルムアルデヒド	mg/L	0.005未満	0.08 以下	別表19の2
鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表6	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	別表6
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.01 以下	別表6	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.2 以下	別表6
六価クロム化合物	mg/L	0.001未満	0.02 以下	別表6	鉄及びその化合物	mg/L	0.01	0.3 以下	別表6
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	別表13	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	別表6
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表12	ナトリウム及びその化合物	mg/L	20	200 以下	別表6
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.0	10 以下	別表13	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.05 以下	別表6
フッ素及びその化合物	mg/L	0.07	0.8 以下	別表13	塩化物イオン	mg/L	11	200 以下	別表13
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.02	1.0 以下	別表6	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	110	300以下	別表22
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002 以下	別表15	蒸発残留物	mg/L	170	500 以下	別表23
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表15	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表24
1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04 以下	別表15	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表27
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表15	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表27
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02 以下	別表28
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005 以下	別表29
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表15	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	別表30
塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6 以下	別表13	pH値	—	7.8(18.8℃)	5.8以上 8.6以下	別表32
クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表17	味	—	異常なし	異常でないこと	別表33
クロロホルム	mg/L	0.002未満	0.06 以下	別表15	臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表34
ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表17	色度	度	0.5未満	5 以下	別表37
ジブromクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.1 以下	別表15	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表42
臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表18の2			以下余白		

判定

上記検査結果は、「水質基準に関する省令」(H.15厚労令101号)の水質基準に適合

備考 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。